



# 三重県公報

令和6年1月16日 (火)

第 481 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
24	保安林の指定をする予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	2
25	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	( 同 )	2
26	海岸保全区域の指定	( 港 湾 ・ 海 岸 課 )	4
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	( 農 地 調 整 課 )	5
	労働組合法施行令の規定により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める旨	( 障 がい 者 雇 用 ・ 就 労 促 進 課 )	5
	土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可	( 都 市 政 策 課 )	8
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	8

<b>告 示</b>
------------

**三重県告示第 24 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

- 1 保安林予定森林の所在場所  
津市美杉町下多気字中田 3240 の 1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 第 2

- 1 保安林予定森林の所在場所  
熊野市飛鳥町小阪字畑田 1387 の 5、1388 から 1391 まで、1391 の 1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 25 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 第2

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 第3

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 第4

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡大紀町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

第 5

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市・名張市（以上 2 市について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、伊賀市役所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 26 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定します。

令和 6 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 海岸の区分及び名称

三重県三河湾・伊勢湾沿岸木曾岬地区海岸

2 指定地区

基標(木曾川河川区域界)から基標(愛知県管理堤防境界)に至る間の干潮時水際線から海に向かって 50 メートル離れた線と海岸保全施設裏法尻によって囲まれた区域

3 基点及び補助点の標示

基点及び補助点の番号	緯度(北緯)	経度(東経)
基 点 1	35 度 1 分 19 秒	136 度 45 分 47 秒
基 点 2	35 度 1 分 19 秒	136 度 45 分 48 秒
基 点 3	35 度 1 分 18 秒	136 度 45 分 50 秒
基 点 4	35 度 1 分 17 秒	136 度 45 分 52 秒
基 点 5	35 度 1 分 17 秒	136 度 45 分 54 秒
基 点 6	35 度 1 分 18 秒	136 度 46 分 1 秒
基 点 7	35 度 1 分 17 秒	136 度 46 分 2 秒
基 点 8	35 度 1 分 18 秒	136 度 46 分 12 秒
補助点 101	35 度 1 分 16 秒	136 度 45 分 43 秒
補助点 102	35 度 1 分 14 秒	136 度 45 分 45 秒

補助点 103	35 度 1 分 13 秒	136 度 45 分 47 秒
補助点 104	35 度 1 分 12 秒	136 度 45 分 49 秒
補助点 105	35 度 1 分 12 秒	136 度 45 分 52 秒
補助点 106	35 度 1 分 15 秒	136 度 46 分 15 秒

この指定区域を示す図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

## 公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、桜土地改良区（四日市市桜町 8502 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

令和 6 年 4 月 30 日をもって、第 47 期三重県労働委員会委員の任期が満了となりますので、第 48 期三重県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり委員の候補者の推薦を求めます。

令和 6 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

### 1 推薦資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内にのみ組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とするか又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合

### 2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

### 3 推薦期間

令和 6 年 1 月 16 日（火）から同年 2 月 26 日（月）まで

### 4 推薦手続

- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課へ提出してください。

ア 別記様式の推薦書

イ 被推薦者の履歴書

- (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課へ提出してください。

ア 別記様式の推薦書

イ 被推薦者の履歴書

ウ 推薦に係る労働組合が、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、令和 6 年 2 月 7 日（水）までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は、三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

### 5 委員候補者として推薦する者の数

使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦に当たっては、おおむね 5 人までとします。

### 6 その他

詳細については、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課（津市広明町 13 番地 電話 059-224-2461）

までお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事 宛て

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、三重県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属事業所若しくは会社 又は 労働組合名	地位	備考

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、多度町小山土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和 6 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地  
 多度町小山土地区画整理組合  
 桑名市多度町小山台一丁目 36 番地 1
- 2 事業施行期間  
 平成 12 年 6 月 20 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区  
 東工区  
 桑名市多度町小山字西谷通、字東谷通、字貝殻谷及び字中之谷の各一部並びに多度字祢宜谷の一部  
 西工区  
 桑名市多度町小山字西塚原、字東塚原、字西谷通、字貝殻谷、字中之谷及び字大谷の各一部
- 4 設立認可の年月日  
 平成 12 年 6 月 20 日
- 5 変更の内容  
 事務所所在地について、「桑名市多度町多度 580 番 1（103 街区 1 画地）」を「桑名市多度町小山台一丁目 36 番地 1」に変更。
- 6 変更認可の年月日  
 令和 6 年 1 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 1 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 12 月 27 日	三重郡川越町大字当新田字福崎 226-1 ほか 1 筆	津市白塚町字北永定 2288-1 株式会社 T S T 代表取締役 濱野 知子
令和 5 年 12 月 28 日	亀山市管内町字折越 1650-1 ほか 9 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金也

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---